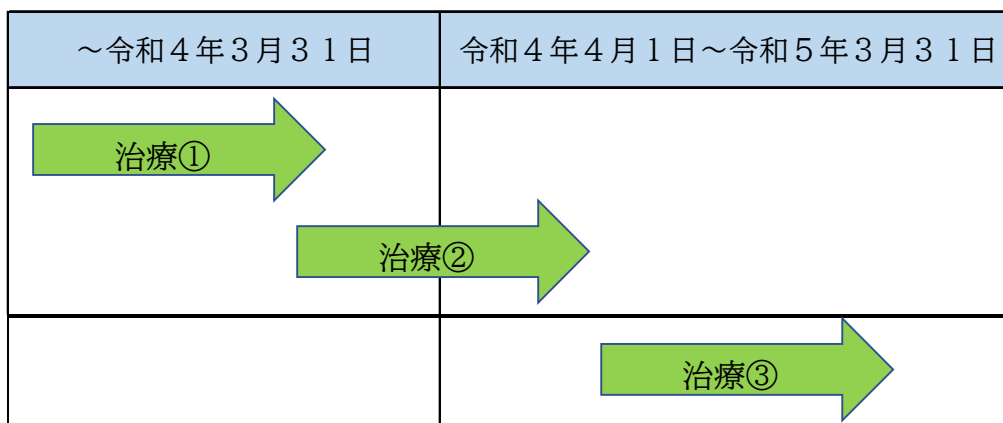


特定不妊治療保険適用に向けた経過措置について

従来の「特定不妊治療費助成事業」は令和3年度をもって終了することとなりましたが、令和4年4月1日時点で治療が続いている方については、経過措置が適用されます。



治療①【令和4年3月31日までに治療が終了した方】

保険適用に向けた経過措置ではなく、従来の助成制度での申請となります。要件、申請期限等は特定不妊治療費助成のご案内をご確認ください。なお、**申請期限にはご注意ください。**

※申請様式についても、従来の申請様式が使用できます。

治療②【令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年3月31日までに治療が終了しない方】

保険適用に向けた経過措置に該当する治療です。

・対象となる治療

令和4年3月31日以前に治療を開始し、1回の治療の終了日が令和4年4

月1日から令和5年3月31日までの治療または、令和4年3月31日以前に凍結した胚を移植した治療で保険適用外の治療

・助成上限（年度、額）

1年度上限30万円

※従来の制度で助成上限年度（通算5年度）に達している方は対象となりません。

・年齢

特定不妊治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること。

・対象の費用

保険が適用されない一連の治療に支払った費用。**保険適用の治療を行った場合は、助成の対象外となります。**

・その他の要件

従来の制度と変更はありません。特定不妊治療費助成のご案内をご確認ください。※申請様式についても、従来の申請様式が使用できます。

治療③【令和4年4月1日以降に治療を開始した方】

原則、助成の対象外です。ただし、令和4年3月31日以前に凍結した胚を移植した治療で保険適用外の治療は対象となります。なお、**保険が適用された治療を行った場合は対象外です。**

※令和4年4月1日以降の治療に対する助成金の新制度については、決まり次第港区ホームページ等で周知いたします。

Q & A

Q1. 受けた治療の中に、先進医療として実施されていたものが含まれていました。この費用は対象となりますか。

A1. 先進医療の費用は対象外です。

Q2. 治療が令和5年3月31日までには終わらない見込みです。この場合も助成対象でしょうか。

A2. 助成対象となりますが、**対象となるのは、令和5年3月31日までにかかった費用のみです。**

不明点等ございましたらお問い合わせください。

申請書等の郵送・提出先

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所健康推進課地域保健係

お問い合わせ先

電話 03-6400-0084

FAX 03-3455-4460